

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2025年12月15日		
【会社名】	u n b a n k e d 株式会社		
【英訳名】	unbanked inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安達 哲也		
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号		
【電話番号】	03(6456)2670 (代表)		
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 七條 利明		
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号		
【電話番号】	03(6456)2670 (代表)		
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 七條 利明		
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券		
【届出の対象とした募集金額】	第3回新株予約権		
	その他の者に対する割当	27,000,000円	
	新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額		4,527,000,000円
(注)	(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。		
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。		
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)		

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月19日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2025年12月15日付で金融商品取引法第24条の5 第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を提出したことにより、当該有価証券届出書「第三部 追完情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

事業等のリスクについて

臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部 追完情報

事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第53期、2025年6月30日提出。2025年7月28日に提出された訂正報告書による訂正後のもの）及び半期報告書（第54期、2025年11月14日提出。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年11月19日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2025年11月19日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第53期、2025年6月30日提出。2025年7月28日に提出された訂正報告書による訂正後のもの）及び半期報告書（第54期、2025年11月14日提出。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月15日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、追加すべき事項は以下のとおりです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2025年12月15日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

（追加）

売掛債権の回収遅延に関するリスク

当社は主要取引先に対し売掛債権を有しており、当該取引先の財務状況の変化等により、債権の回収遅延または貸倒れが発生する可能性があります。具体的には、当社の取引先売上債権1,350百万円について入金遅延が生じてあります。当該取引先からは、2025年12月19日までに全額支払う旨の書面回答を得ておりますが、予定通りの支払いが実行されず、2025年12月末までに当該債権を回収できなかった場合には、当該債権相当額について貸倒引当金を計上する見込みであり、2026年3月期第3四半期の業績に影響を及ぼす可能性があります。

臨時報告書の提出

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年11月19日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（中略）

（2025年10月31日提出の臨時報告書）

（省略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月15日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（中略）

（2025年10月31日提出の臨時報告書）

（省略）

（2025年12月15日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該事象の発生年月日

2025年12月15日

（2）当該事象の内容

当社の取引先売上債権1,340百万円に回収遅延が生じており、当該売上債権相当額の貸倒引当金を計上する見込みです。

（3）当該事象の損益に与える影響額

取引先と定めていた当初期日（2025年12月1日・2日）に支払いが履行されなかったことから、交渉の結果、取引先からは、書面にて2025年12月19日までに全額支払う旨の回答を得ておりますが、予定通りの支払いが実行されず、2025年12月末までに上記債権を回収できなかつた場合、その残額につきましては、2026年3月期第3四半期に、全額貸倒引当金を計上する予定です。

以上